03(6402)9555 TEL

03(6402)9556 FAX

URL http://www.kojimaz.jp kojima0509@gmail.com E-Mail

## Minute News

小嶋税務会計事務所

〒105-0004 港区新橋 6-2-1 木村ビル 802

海外に配当等を支払う際の源泉税率の軽減の手続き

中国の会社の日本の子会社から、中国の親会社に配当を支払う際には何%の源泉徴収をすればいいので しょうか?また、租税条約の適用をうけると、源泉徴収税額が軽減されると聞きましたが、その適用を受 けるためにはどのような手続きが必要なのでしょうか?

## 解説

日本から中国へ配当を送る場合は、日本の国内法では 20%の源泉徴収をすると定められていますが、日中租税条約の適用を受けるとこの税率が 10%に軽減されます。ただ し、この適用を受けるためには事前に一定の届出書を税務署に提出する必要があります。

## 日本の所得税法と日中租税条約の税率

- 1)日本の所得税法に定められた源泉徴収税率 20%
- 2)日中租税条約に定められた限度税率
  - 10%
- 3)結論 租税条約が国内法である所得税より優先適用されるので、10%が適用される
- 租税条約の軽減税率を受けるための手続き

日本において源泉徴収される所得税について、租税条約に基づき軽減又は免除を受け ようとする場合には、最初に配当の支払いを受ける日の前日までに「租税条約の届出 書」を正副 2 部作成し、1 部を支払者の所轄税務署長に提出する必要があります。( 1 部は会社保管)

3.租税条約の届出書の提出を忘れてしまった場合

租税条約の適用を受けるためには、届出書の提出が要件ですが、支払う際にその提出を忘れ ていて過剰に源泉税を納付していた場合でも、後日、「租税条約に関する届出書」とともに、 「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書」を提出すれば、納め過ぎとなった税額の還 付を受けることができます。

4 . その他、源泉徴収税額が軽減されるもの

租税条約で税率が軽減されるものとして、上記の配当以外にも貸付金の利子や使用料なども 適用されます。もちろん、日本から中国だけではなく、中国から日本へ送金する場合も同様 で、この場合の手続きは上記2の一連の手続きが中国で行われることとなります。

所得の種類	日本の国内法	中国の国内法	租税条約
配当	20%	10%	10%
貸付金利子	20%	10% (一定の場合)	10%
使用料	20%	10% (一定の場合)	10%

## <mark>要</mark>するに…

租税条約の適用を受ければ、日中間の金銭の受け渡しの際の源泉徴収税額を減らすことができ ますが、そのためには事前に租税条約の届出書を提出する必要があります。うっかり、届出書の 提出を忘れていても、後から届出書と還付請求書を提出すれば、納め過ぎた源泉税の還付を受け られますので、あきらめないで適用を受けましょう。